

11月5日(木)

大ロンドン市

★ グreater・ロンドン・オーソリティー(Greater London Authority:以下 GLA)

大ロンドン市を訪問し、マーク・デメリー議会事務局渉外担当部長から GLA の議会制度などについて説明を受けました。伺った点、調査内容の概略は次のとおりです。

○ 対応者

- ・マーク・デメリー議会事務局渉外担当部長

○ GLA の概要

グレート・ロンドン・オーソリティーは、GLA 法に基づき、ロンドン全域を管轄する広域自治体として 2000 年に創設された。GLA は、直接選挙で選出されるロンドン市長と同様に直接選挙で選出されるロンドン議会により構成されている。GLA 本体以外に首都警察局(Metropolitan Police Authority)、ロンドン消防・緊急時計画局(London Fire and Emergency Planning Authority)、ロンドン交通局(Transport of London)、ロンドン開発公社(London Development Agency)の 4 つの実務機関がありこれらを合わせて GLA グループといわれている。

GLA はロンドン全域にわたる公共交通、地域計画、経済開発及び都市開発、環境保全、警察、消防、文化・スポーツ、保健衛生などの企画調整を行うこととなっている。一方、図書館、教育、住宅、社会福祉、廃棄物処理などの行政サービスについては、基礎自治体である 32 のロンドン区(London Borough Council)とシティ・オブ・ロンドン(City of London Cooperation)が行うこととなっている



ユニークな形をした GLA 庁舎

○ GLC と GLA

戦後、ロンドンは周辺部を含め都市化や人口増加に伴い交通問題や都市計画など広域的に対応する必要があるため、1965年にグレーター・ロンドン・カウンシル(Greater London Council:以下 GLC)という広域自治体と Borough という行政区を創設し、地方行政を進めてきた。しかし、この二層構造により事務の重複や政策の違いなどの問題も生じるようになった。

サッチャー保守党政権は、GLCの当時の政権与党である労働党と施政方針をめぐる対立もあり、Boroughと二層構造になっているGLCについて1985年に地方自治法を成立させ、1986年に廃止した。GLCは教育行政について大きな権限を持っていたが、GLCの廃止により教育行政はBoroughが担うこととなった。

その後、32のBoroughとCity of Londonが一層構造でロンドンの地方行政を進めていた。しかし、各区にまたがる都市開発や環境問題などへの対応が難しくなってきたこともあり、1997年の選挙で労働党は、新たな広域自治体の創設を公約として、国政選挙で勝利を収め、GLAの創設について住民投票にも諮ったうえ、1999年5月GLA法を成立させ、2000年に設置された。

GLCは、GLAに比べ組織も大きく、廃止時点で、92名の議員、約20,000名の職員を擁していたのに対し、GLAは25名の議員、約600名の職員である。



デメリー部長から説明を受ける

○ 市長

市長には、交通、計画・開発、経済開発、再開発、文化、環境に関する計画を策定する義務があり、策定した計画に基づき政策を進めることとなっている。また、市長は議会議員の中から副市長を任命することとなっている。この他、市長はGLAと4つの実務機関の幹部の任命権も有している。市長の給与は年間£約143,000(約1,750万円)となっている。

2000年のGLA創設時から労働党のケン・リビングストン(Ken Livingstone)氏が2期市長を務めていたが、2008年5月の選挙において、保守党のボリス・ジョンソン氏が、前職のケン・リビングストン氏を破り、市長に就任している。

○ 副市長

副市長は、市長がロンドン議会議員の中から毎年任命する。副市長は市長を補佐し、市長不在のときは職務を代行する。副市長は議会の議長、副議長を兼務することはできない。

○ 議会の権限及び役割

ロンドン議会は25名の議員で構成されており、市長の業務に対するチェック機能を果たす機関となっている。主な権限としては、

- 1 市長の政策に関する審議及び実施状況の検証
- 2 予算案の承認及び修正
- 3 ロンドンの主要課題の調査・検討
- 4 GLA 職員の任命
- 5 実務機関の理事への就任

この他、GLAに関する事項についてチェック機能を果たすため、GLA職員を含む関係者を証人として議会に呼ぶこと、資料提出を要求すること、ロンドン市民に影響する事案について独自調査を行うことができる。調査については、議会は市長と別の機関であり、市長の同意は不要である。

副市長や実務機関の理事に市長に任命された議員は、市長の執行機能と議会のチェック機能を併せ持つこととなる。



円卓でガラス張りの議場



議場の傍聴席

○ 議員の選挙

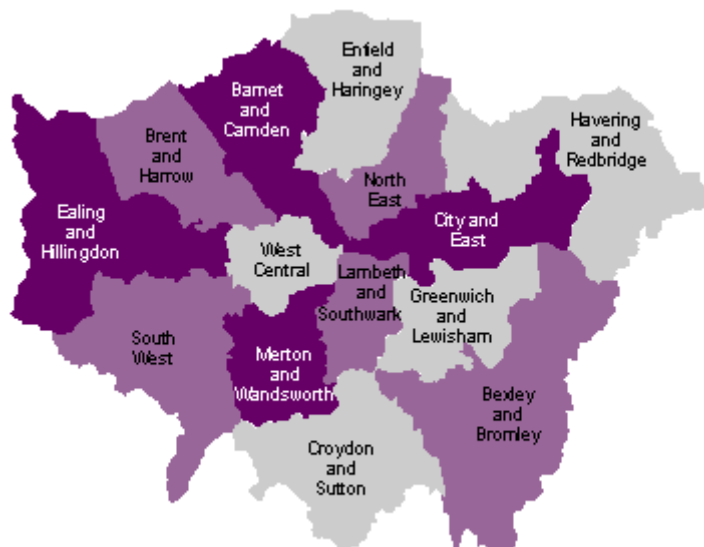
25名のロンドン議会議員は、4年に1度、ロンドン市長選挙と同時に直接選挙により選出される。2~4のロンドン区を単位とした小選挙区から14名、残りの11名は、追加型議員制度(Additional Member System)により選出される。

追加型議員制度は、わが国における比例代表制と類似の制度であり、全体投票数に占める各政党の得票率に応じて25議席を割り振り、割り振った各政党の議席数から小選挙区での当選議席数を引いた残りの議席数について、各政党の名簿の順位に従って選出していく。小規模で極端に偏った思想を有する政党を排除するため、議席を得るためには政党に対する得票率が全体の5%を超過することという規定がGLA法により定められている。

ロンドン議会議員は、他の地方議員と異なり、常勤で給与が支払われている。給与の額は、年間約£53,400(約748万円)である。

○ 小選挙区の状況

14の小選挙区に分かれている。



○ 議会の運営

ロンドン議会は、14名の小選挙区議員、11名の追加型議会議員(Additional Member System)で構成されており、政党別議員数は以下のようになっている。

保守党	11 議席
労働党	8 議席
自由民主党	3 議席
緑の党	2 議席
英国国民党	1 議席

25名の議員定数について、増減の議論があるか尋ねたところ、現在の時点では、議論はないとのことであった。

議会では、本会議(Plenary)と「市長への質問時間」(Mayor's Question Time)が開催され、この他特定の分野の事項を対象とする委員会が設置されている。

- ・ 監査委員会
- ・ 予算執行委員会
市長の予算案とその執行について調査する。
- ・ 予算監視小委員会
- ・ ビジネス管理任命委員会
- ・ 承認公聴委員会
首都警察局などの局長などの人事案件の審議。
- ・ 経済発展文化スポーツ観光委員会
ロンドンに影響を及ぼす経済発展、文化、スポーツ、観光の広範囲にわたる問題の検討。
- ・ 環境委員会
市長の環境政策の検討とロンドン市民の関心ある環境問題の調査。
- ・ 健康公共サービス委員会
ロンドンにとって重要な健康公共サービスに関するあらゆることについての調査検討。
- ・ 計画住宅委員会
「ロンドン計画」と市長の住宅戦略を検討。
- ・ 規範委員会
- ・ 運輸委員会
ロンドンの運輸に関するあらゆることとその改善方法の検討。ロンドン交通局の動きや市長の運輸戦略がどう実行されているかの検討。

○ 市庁舎

市庁舎は、テムズ川南岸のロンドン橋とゲートブリッジの間に位置している。フォスターという著名な建築家による設計で、楕円を傾斜をつけて積み上げたような外観で、総ガラス張りの非常にユニークなデザインの建物である。地上 45m、10 階建て、延床面積は 185,000 平方フィートとなっている。

市庁舎内の議場についても、全面ガラス張りで、市民の視線を意識した構造となっている。

また、地球環境に配慮し、省電力、節水型の設備を積極的に投入している。

GLA が契約した CIT という開発会社が建物を建設し、GLA が 25 年間賃借するという方式をとっているのが特徴的である。年間使用料は、1 平方フィート当たり £ 36.5(5,110 円)(1 平方当たり £ 393(約 55,000 円))となっている。

なお、GLC 時代の旧庁舎については、現在、水族館として活用されている。

○ GLA の組織

GLA 本体は、大きく 5 つのセクションに分かれている。

- ・ 渉外担当部(External Affairs)

プレス対応やイベントなどを担当

- ・ 地域社会情報担当部(Communities & Intelligence)

地域社会の安全、青少年、経済などを担当

- ・ 開発環境担当部(Development & Environment)

交通、環境、住宅などを担当

- ・ 管理担当部(Resources)

財政、人事、施設管理、調達などを担当

- ・ 議会事務担当部

議会の渉外、選挙、調査研究などを担当

○ 予算規模

2009 年の予算規模については、歳出ベースでおおよ次のとおりである。

GLA 本体	£ 1 億 5,050 万(約 210 億 7 千万円)
首都警察局	£ 36 億 310 万(約 5,044 億円)
ロンドン消防・緊急時計画局	£ 4 億 6,340 万(約 648 億 8 千万円)
ロンドン交通局	£ 75 億 9,400 万(約 1 兆 632 億円)
ロンドン開発公社	£ 4 億 3,130 万(約 603 億 8 千万円)
GLA グループ計	£ 122 億 4,230 万(約 1 兆 7,139 億 2 千万円)

○ GLA の課題

ボリス・ジョンソン市長が就任して1年半、現在はこれまでの施策の状況を市長に報告し、前市長の取っていた戦略を軌道修正している状況である。

GLA が抱えている課題は、食品の安全確保、交通機関に関わっては地下鉄の混雑緩和、ヒースロー国際空港の拡張といったものがあるが、当面の課題として、不況の克服に向けて GLA は何ができるか、2012 年開催のロンドンオリンピック・パラリンピックのホスト都市としての必要な予算確保、また、オリンピック終了後に生じる課題への対応、警察関係では、テロや暴動、デモなどにどう対処していくのかといったことがある。

オリンピックは、£93 億(約 1 兆 3,000 億円)の予算と £26 億(約 3,600 億円)のテレビ放映権料で運営される予定である。GLA は中央政府と 2006 年から 2012 年までの 7 年間については、年間 £6,000 万(約 84 億円)の負担を行うことで合意している。しかし、これらの負担について増額変更の話が出たり、ロンドン開発公社がオリンピック用地を買収した £10 億(約 1,400 億円)の経費のうち £1 億 6,900 万(約 237 億円)をどこが負担するのかといった課題が残っており、予断を許さない状況である。

GLA としては、オリンピック終了後に生じる課題への対応に焦点をあてて考えていかねばならないと認識している。例えば、オリンピック関連事業に従事していた人の雇用や住居の問題、メインスタジアムやプールなどの関連施設の活用方法などである。メインスタジアムにしても、サッカークラブに貸し付けてはどうか、運営について商業ベースで行くのか、税を投入するのかなど議論になっており、課題は多い。また、2004 年にポーランドなど 10 カ国が EU に加盟したが、それ以後、特にポーランドからの移民が増え、GLA では 8 年間に 40 万人の人口増加を見込んでいる。数多くの国から移民が GLA に集まってきており、使用されている言語をみると 300 以上に及んでいる。



デメリー部長と(左端はキルヒナー主任調査員)



GLA庁舎の床に描かれたオリンピック会場図



水族館として活用されているGLC時代の旧庁舎

★ バーネット自治区 於：バーネット自治区庁舎



バーネット自治区庁舎前にて

○ 対応者

- ・リチャード・コーネリアス社会サービス担当議員
- ・ニック・ウォークレイ長官
- ・エリル・デビス成人社会サービス戦略担当部長
- ・アラン・クレア NHS 地域精神保健チーム西部担当課長

○ バーネット自治区の概要

バーネット自治区はグレーター・ロンドン・オーソリーティを構成する人口約 365,000 人のロンドンの北部に位置する一行政区です。バーネット自治区には地下鉄を含めて 21 の鉄道の駅があり、ロンドンの中心部まで 1 時間弱で行くことができる交通至便な街です。面積は 86.74 k m²、人口は 331,500 人うち 65 歳以上の人口は 45,800 人となっています。

議会の構成は保守党 37 名、労働党 20 名、自由民主党 6 名となっています。2009 年の予算額は、£ 約 2 億 4500 万 (約 343 億円) です。

今回は主として、高齢者福祉について意見交換を行うため、社会サービスの担当代表のリチャード・コーネリアス議員と面談してまいりました。

私の方から日本では、2000年に介護保険制度が創設され、各地方自治体では計画を策定して高齢者福祉を進めることになっていること、また、大阪市の高齢者施策について、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を中心に、高齢化の現状、認知症高齢者支援をはじめとする重点的な課題と取組みについて説明いたしました。

イギリスの社会保障、高齢者福祉について、調査した内容及び同代表や職員から伺った内容の概略をまとめると次のとおりです。

○ イギリスの社会保障の仕組み

社会保障のしくみは、国が所管する現金給付の社会保障と地方自治体が責任を持つ現物給付の対人社会サービス、さらに国の機関であるNHS が提供する医療サービスに分類される。ベヴァリッジ報告後に形成されたイギリスの福祉国家における社会保障制度は、国民保険による所得保障を基礎としており、国民保険でカバーすることができない部分について公的扶助制度をはじめとした諸制度が補完する体制をとっている。イギリスの社会保障制度の根幹をなす現金給付・所得保障の部分は、中央政府において雇用年金省が所管している。

○ イギリスの高齢者福祉の状況

イギリスにおいては、「コミュニティ・ケア法」で、高齢者福祉と障害者福祉は一括されており、前述のとおり地方自治体は現物給付の対人社会サービスを行う責任があり、社会サービス部門を設置し、ケアを必要とする人々のニーズ評価を行い、利用できる資源の限度内で、そのニーズを満たすための適切なサービス供給の調整をしなければならないことになっている。

サービス受給者に支払能力がないという理由で地方自治体がニーズ評価を拒否することはできず、また支払能力があり個人でサービスを選択する人に対しても、地方自治体はどのようなケアが必要で、どのようなサービスが提供されているかなどについてアドバイスする義務がある。

社会サービス部門が提供するサービスは、在宅介護、食事の配給サービスや、低価格の旅行の紹介、住宅改修から日常生活の補助まで広範囲にわたっている。

2002年にケアスタンダード法が施行され公立施設、民間法人が運営する施設ともに登録制となり、CSCI(ソーシャルケア監視委員会)(当時はNCSC) に施設の登録を行い、監査を受けることが義務付けられている。

* 主な施設について

ア レジデンシャル・ケアホーム (Residential Care Homes)

レジデンシャル・ケアホーム(日本の養護老人ホームに相当する)は運営主体の公民を問わず、施設について所定の登録をCSCIに行う義務があり、統一基準のもとでの検査の対象となる。後述のデイセンターとは異なり、ここに入居する人々は、自立した生活を送ることが困難、若しくは一般的な生活を送るに当たって、何らかの介護や介助を必要とする高齢者や障害者である。

「コミュニティ・ケア法」によって高齢者がレジデンシャル・ケアを必要とする段階に達したとき、ソーシャルワーカーからニーズの査定を受け、地方自治体運営若しくは民間運営の、自分のニーズに最も適したレジデンシャル・ケアホームに入所することができるようになった。

社会サービス部がレジデンシャル・ケアホームを提供する民間セクターの

事業者と契約する場合、同部はサービスの費用に対するホーム入居者の負担能力を査定しなければならない。費用は全てホーム入居者の所得に応じて負担される。

民間セクターなどの地方自治体以外の組織が運営するホーム数が増加しており、大部分の施設がボランティア・セクターや民間セクターにより設置・運営されている。

イ デイセンター (day centers/ day care centers)

レジデンシャル・ケアホームがケアを必要とする人々が居住し、生活する施設であるのに対して、デイセンターは居住施設ではなく、ガーデニングやゲーム等、各種の交流する機会や場を高齢者や障害者に提供する施設である。

従って通常、介護度もレジデンシャル・ケアホームに入居している人々より軽易である。一般的な開所時間は1日5時間程度で、利用者に昼食を提供する施設も多い。社会サービス部門はケアを必要とする人々にこのようなデイセンターサービスを紹介している。利用料は、年間所得に応じて支払う負担額が区分されており、各地方自治体により異なる。

前述のレジデンシャル・ケアホームの中にはデイサービスも提供している施設もある。ホームに居住する人々とデイセンターとして利用している人々が同じ活動に参加することも可能であり、昼食を共にすることもある。

ウ ナーシング・ホーム (nursing homes)

デイセンターやレジデンシャル・ケアホームを利用している高齢者および障害者に比べ、常時介護を必要とする要介護度の高い人々が長期的に入居する施設である。病院で治療を受けた後の回復期の人々が短期で入居する施設でもある。

同施設は保健当局の登録を受ける必要がある。また、看護師がケアに加わり医学的リハビリの提供も可能である。ナーシング・ホームで働くスタッフは専門資格を有していなければならない、24時間体制の十分な看護・介護を行うこととなっている。一般的に病院の近くに設立されていることが多い。

○ イギリスの医療制度

イギリスの医療制度は、国民医療保健サービス(NHS : National Health Service)と呼ばれ、1948年に医療を必要とするすべての人のための医療サービス提供制度として発足した。NHSは、税によりその経費が賄われている。

中央政府がその運営の責任を負っている。誰でも無料で医療サービスを受けられる反面、医師の予約がとれないといった課題も生じている。

○ バーネット自治区における高齢者福祉について

予算はバーネット自治区全体でおおよそ£10億(約1,400億円)。うち高齢者福祉の予算がおおよそ£9,100万(約127億円)とのことであった。

高齢者については、高齢者の生活の質が維持できること、経費も低くなることから在宅福祉を基本方針としている。高齢者が施設に入所するのは、(統計的に)亡くなる3年くらい前からとなっている。バーネット区では住宅のうち約11%が公営住宅となっており、他の区に比べると公営住宅の割合は少ないほうである。

区内にはレジデンシャルホーム51とナーシングホーム24合わせて75施設あるが、すべて民間により運営されている。低所得者の必要経費はすべて公費で賄っている。区で査定し、£2,200(約31万円)以上の資産があれば自費となる。

昔ながらの施設の中には鍵のかかる部屋もあるが、人間的でないものは取り除いていこうという方針で進んでいる。

バーネット区における 65 歳以上人口(推計)

(単位:人)

	2008年	2010年	2015年	2020年	2025年
65歳～69歳	11,700	12,400	15,400	14,800	16,600
70歳～74歳	10,500	10,700	11,300	14,000	13,500
75歳～79歳	9,300	9,200	9,500	10,100	12,600
80歳～84歳	7,000	7,200	7,500	8,000	8,500
85歳以上	7,300	7,600	8,300	9,400	10,900
65歳以上計	45,800	47,100	52,000	56,300	62,100

○ 認知症等に対する施策について

私の方から大阪市においては、高齢者人口の増加に伴い何らかの介護を必要とする認知症高齢者も2004年から2008年までの4年間に34,196人から48,036人へと40%増加していること、これらの認知症高齢者が住み慣れた地域でできるだけ長く暮らせるよう地域全体で支えていくことが重要と考えており、地域包括支援センターを設置する等、医療と介護の切れ目のないサービス提供ができるようにネットワークづくりに取り組んでいることなどを説明し、バーネット自治区での状況について伺いました。説明を受けた内容、調査内容をまとめると次のとおりです。

ロンドンの行政区の中でバーネット区は認知症の人に対するケアの最も大

きい供給源の一つとなっている。バーネット区の認知症の人の数は2008年のデータでは3,549人となっており、2015年には10%増、2025年には36%増と推計している。

バーネット自治区には、多くの高齢者向けのケアホームがあるため、ロンドンで、認知症の人が最も多く住んでいる。

住民に対する支援やケアについてであるが、英国では伝統的に認知症など精神面で問題を抱えている人は、第三者が病院やレジデンシャルへの入所が最適と決めるまでの間は、家族や友人、ボランティアによって自宅で世話を受けている。しかし、1999年にコミュニティ・ケア法ができたため、近年、コミュニティでの解決の基礎が形成されている。

バーネット自治区の社会福祉サービス部門は、バーネット精神衛生NHSと協力して認知症の人を支援するため、総合的なアプローチを行っている。主な具体的な内容は次のとおりである。

- ・評価・相談
- ・個人別の健康福祉ケアの必要性の評価
- ・介護者の状況の認定
- ・ケア付住宅
- ・専門家などによる在宅ケア
- ・給食サービス
- ・デイサービス
- ・介護者のためのレスパイトサービス
- ・介護者への助成金
- ・住宅改造
- ・他の社会資源の案内
- ・「テレケア」システム
- ・現金での給付

バーネット自治区の社会サービス部門の職員は、市民のニーズとケアを認定するために訓練されており、認知症の人たちができる限り自分のスキルを維持していけるように介護者と連携を密にして動いている。私たちは認知症の人たちと介護者が多くのチャレンジをしていることを理解している。多くの認知症の人たちは、希望するケアや支援を受けながら在宅を選んだ配偶者や家族によって、介護されている。

個別予算や現金での給付といったものが、支援の具体的な方法となってきている。

認知症の人やこれらの人々に対するケアは、病状や介護者の病気などの環境の悪化によって、しばしば、危機に直面する。こういった危機に直面したときは、認知症の人とその介護者は、在宅生活を続けるために、外部からの支援が

必要となる。

今では、それぞれの介護者は、普段受けている支援が受けられなくなった場合に対応する不慮の場合のプランを持っている。

高齢者の権利と幸せを守る取り組みとして

- ・ 厳格な継続的意識と一線の職員のため研修の実施
- ・ 公開イベントやフォーラムによる地域社会への啓発
- ・ 気軽な問い合わせ、照会：窓口の一本化
- ・ 子どもや弱者の安全ネットは、ローカルパートナーシップの一環であり、医療サービス、警察、ケア管理機関、地域機関によって、地域安全ネット戦略が構成されている。
- ・ 市民と接する現場においては、安全ネットとして見守りなどの対応方法や手順を決めている。
- ・ 複数の警察機関、NHS、ケア管理機関の動きは地方自治体が調整リードしている。

安全ネットにかかる立法としては、

- ・ NHSとコミュニティケア法1990：サービス供給
- ・ 精神健康法1989義務的認定：処遇とアフターケア
- ・ 後見：保護裁判所
- ・ 精神能力法2005：意思決定
- ・ 家庭内暴力、犯罪、被害者法2004

また、認知症等でケアが必要な高齢者がいるということを誰が最初にアクションを起こして関係機関に知らせるかということが課題であるが、バーネット区では、誰が連絡をしてもよい、誰でも連絡できるということを前提にシステムを構築した。このシステムの構築にあたって、親族や知人に関わらず誰でも連絡できるコールセンターを先週設置したばかりである。実際、あかの他人にケアが必要であると連絡されたことについて苦情をいう人もいるが、親戚などにアプローチして、状況を説明して施設入所などの了解を得る仕組みにしている。

その連絡に基づき、医師とソーシャルワーカーが認知症等の高齢者の家庭を訪問し入院が必要かどうかなど適切なサービス認定するシステムが導入されている。

本人にとって最もふさわしいケアを提供することから始めようという考え方のもとに進めている。

認知症等の対応については、医師、看護師、マネージャーなどがパートナーシップのもと、チームで対応する体制をとっている。区を東西に2分割して、医療の面では、各エリア2名の専門医と12名の医師が対応にあたっている。日本では、認知症に対応できる医師がまだまだ少ないと説明したところ、今のと

ころ認知症に対応する医師が不足しているという状況にはないとのことだった。しかし、医師が診断等の本来の業務に専念できるよう処方箋の作成は看護師に廻したり、他の専門職も協力して、医師の負担をできるだけ減らすよう工夫している。また、医師に対する認知症の教育、トレーニングは国が行う体制となっている。

最後に、高齢者福祉について一番の課題は何か伺ったところ、イギリスでは、介護保険制度ではなく基本的には税によって高齢者福祉サービスも運営されているが、高齢者福祉のための費用を今後どのように捻出していくかということが最大の問題であり、今後に向け保険制度も選択肢の一つとなり得るとのことでした。



コーネリアス議員と

むすび

今回の出張では、フランス、ギリシャ、イギリスの各都市を訪問し、高齢者福祉を中心に調査、意見交換を行ってまいりました。

フランスで進められている医療と福祉のワンストップサービスを目指す PPE クリックの取組みは、医療と介護・福祉の切れ目のないサービスの提供を目指している本市においても、制度の違いはあるとはいえ、目指す方向は同じであり、モデルとして参考にできる点もあると感じました。

また、高齢者医療を担う医師の確保の難しさは、フランスでも同様のようでしたが、即効性を期待するのは無理ですが、イギリスのバーネット自治区のように医師の負担を軽減する取組みは、検討する価値があるように思いました。

パリの最も伝統あるファッション専門学校のトップとして、日本人でしかも大阪出身の仁野さんがファッション業界の人材育成で世界的に活躍されておられるのを目のあたりにして、仁野さんのこれまでの努力に敬意を表するとともに、大阪人として誇らしく、同時に、心強く感じました。

大阪といえば、食い倒れのイメージで捉えられがちですが、かつては繊維の取引で栄えた街でもあり、ファッション業界とも関係が深く、両市の交流はもちろん、人材の交流やファッションビジネスのチャンス拡大も期待されるところです。

都市国家の原点であるギリシャについては、例えば国内総生産(名目 GDP、2007年)の数字を見ると日本の \$4兆4千億に対して \$3千億とわが国のおよそ15分の1で経済統計上は、わが国より相当貧しいといった見方もできるのかもしれない。しかし、実際に訪れて見たアテネの街は非常に活気があり、福祉制度の整備はこれからとの説明でしたが、それ故か、ボランティアは非常に活発な様子で、人と人が支えあっているという実感が伝わってくる街でした。国民性や価値観の違いを前提におかねばなりません。市民の目線で街の住みよさ、豊かさというものを考えた場合、決して経済指標や統計数値だけでは測ったり判断したりできないのではないかとしみじみ感じました。

ロンドンの「トインビー・ホール」では、福祉の原点は、共助であり、もちろん公助の役割を明確にしておく必要はありますが、セーフティーネットの構築にあたっては、市民協働は欠かせないと改めて確信した次第です。

ドッグランズ周辺を20年ぶりに視察しましたが、その変貌ぶりにはずいぶん驚きました。今日に至るまでも決して平坦な道のりではなく、また、全ての課題が解決されたわけではないと聞き、ウォーターフロントの再開発の難しさも実感しました。一方、更に開発は東部へと進められ、2012年のロンドンオリンピックのメインスタジアムをはじめ、各種関連施設の整備が進められていましたが、アテネの例や GLA でのお話にあったように、オリンピック終了後が課題であるとのことですので、今後の街づくりについて、引き続き注目して行きたいと思ひ

ます。

今後は、今回の調査、視察で得ることのできた知識や経験を議会活動や大阪市のまちづくりに役立ててまいりたいと考えております。

最後になりましたが、今回の海外出張に際しまして、準備や随行で何かとお世話いただきましたパリ事務所の上原所長、佐野副所長、ドゥクルセルさん、健康福祉局の田丸高齢福祉企画担当課長をはじめ、政策企画室、市会事務局などご尽力いただいた関係者の皆様方に心からお礼を申し上げ、海外出張報告とさせていただきます。